

(法第10条第1項第5号関係)

設立趣旨書

1 趣旨

近年、ひとり親世帯の増加や経済的困難を抱える家庭の問題が社会的課題となっており、子どもたちが安心して過ごせる居場所や体験の機会が不足している状況がある。特に地域の中で気軽に集まり、食事や交流を通して人とのつながりを感じられる場の必要性が高まっている。

私たちLINKは、高校生が主体となり、山梨県において子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりを目的として活動してきた。具体的には、こども食堂の開催や体験イベント、キャンプなどを通して、子どもたちが世代を超えた交流の中で成長できる環境づくりに取り組んでいる。

これらの活動は、特定の個人や団体の利益ではなく、地域の子どもたちや家庭、そして地域社会全体にとって意義のあるものであり、不特定多数の利益に寄与する公益性の高い活動である。今後、活動を継続的かつ安定的に実施し、地域社会との連携をより一層深めていくためには、団体としての社会的信用を高め、資金調達や事業運営の基盤を整える必要がある。そのため、法人格を取得し、特定非営利活動法人として組織体制を整備することとした。

2 申請に至るまでの経過

LINKは、地域の子どもたちの居場所づくりを目的として、高校生が中心となり活動を開始した団体である。活動当初より、地域の子どもたちが安心して過ごせる環境をつくることを目指し、こども食堂の開催や体験活動の企画・運営を行ってきた。

これまでに、月2回のこども食堂の開催や体験イベント、キャンプなどを実施し、多くの子どもたちや地域の方々に参加していただいている。また、地域団体や関係機関との連携も少しずつ広がり、地域の中で活動の必要性や意義が認識されるようになってきた。

活動を続ける中で、継続的な居場所づくりを行うためには、より安定した組織基盤のもとで活動を行う必要があると考えるようになった。特に、資金面や対外的な信用の確保、地域との連携を強化するためには法人格の取得が望ましいと判断した。

以上の経緯から、これまで行ってきた活動を基盤として、特定非営利活動法人を設立し、地域の子どもたちの居場所づくりに継続的に取り組むことを目的として、本申請に至った。

2026年4月1日

特定非営利活動法人LINK

設立代表者 住所

氏名 相澤紀心